

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

当土地改良区の土地の原簿は、組合員の皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出してください。

農地転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、下記決済金のご負担をお願いします。

令和8年度農地転用に伴う決済金		
田	621,000円	（10a当たり）
畑	155,000円	（10a当たり）
地目変更(田から畑)	466,000円	（10a当たり）

決済金とは、土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。算定については、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか、将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は、更新手続きが必要です。無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。なお、広告看板は許可いたしません。他目的使用に伴う納入額は下記のとおりとなります。

他目的使用による納入額（5年分）		
乗入れ（橋など）	1㎡当たり	7,920円（税込）／5年間
浄化槽排水	1人槽当たり	1,980円（税込）／5年間
ガス管・上下水道管	家庭引込	免除

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料2,000円（別途消費税）を納入いただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただけますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、**原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めています。**土地所有者が組合員になれないというわけではありませんが、**土地所有者と耕作者との間で話し合っただき、できる限り耕作者が組合員となるよう**ご協力をお願いいたします。

短 信

4月 24日 事業部会	7日 亀田郷一斉清掃	27日～28日 新潟市土地基盤整備促進協議会
27日 水利調整委員会	22日～23日 北陸農政局訪問	北陸農政局訪問
5月 14日 監事会	24日 監事会（工事監査・機場監査・運営監査）	29日 臨時総代会
〃 総務部会	26日 水利調整委員会	31日 工事入札
〃 理事会	7月 1日 総務部会（細目審議）	8月 3日 新潟県農地部長講演会・意見交換会
18日～19日 農林水産省訪問	3日 理事会（細目審議）	21日 水利調整委員会
21日 役員研修会	8日 監事会（決算監査）	〃 監事会
22日 水利調整委員会	14日 新潟市土地基盤整備促進協議会総会	31日 工事入札
〃 中東蒲原土地改良協議会通常総会	15日 理事会（総括審議）	〃 理事会
29日 親松排水機場運営委員会	17日 新潟市土地基盤整備促進協議会	9月
〃 管内事業説明会	農林水産省・財務省訪問	17日～18日 全国土地改良施設管理事業推進協議会研究会（栃木県）
6月 2日 新潟地域農業振興協議会総会	22日～23日 中東蒲原土地改良協議会視察研修（福島県）	
5日 事業部会		